

ニッツウトレード株式会社に対する行政処分について

1. ニッツウトレード株式会社（以下「当社」という。）に対する証券取引等監視委員会による検査の結果、財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがあるときに該当する状況（債務超過）、顧客から預託を受けた金銭等について管理をしていない状況（区分管理不足）等複数の法令違反が認められたとして、行政処分を求める勧告が行われた（平成 20 年 3 月 14 日）。
2. このため、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。以下「法」という。）第 51 条及び第 53 条第 1 項の規定に基づき業務改善命令を発出し、速やかな債務超過の解消及び区分管理不足の解消等を命じたが、当社は、債務超過状態の解消及び区分管理不足の解消を行うことができないとし、本日、東京地方裁判所に対し、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項に基づく破産手続開始の申立てを行い、同裁判所から破産手続開始の決定がなされた。
3. このような当社の財産の状況は、法第 52 条第 1 項第 7 号に規定する支払不能に陥るおそれがあるときに該当すると認められる。  
また、当社は顧客から預託を受けた保証金について、自己の固有財産と区分していない等、法第 43 条の 3 の規定に基づく管理を行っていないと認められるため、法第 52 条第 1 項第 6 号に該当する。
4. 以上のことから、本日、当社に対し下記(1)については法第 52 条第 1 項第 6 号及び第 7 号の規定に基づき、下記(2)については法第 51 条の規定に基づき行政処分を行った。

記

(1) 業務停止命令

平成 20 年 4 月 4 日から同年 10 月 3 日までの間、全ての業務（当局が個別に認めたものを除く。）の停止。

(2) 業務改善命令

- ① 投資者の正確な把握及び投資者から預託を受けた保証金の正確な把握を行うこと。
- ② 会社財産（資産、負債及び純財産の額）の正確な把握を行うこと。
- ③ 投資者から預託を受けた保証金について保全を図るとともに、会社財産を不当に費消する行為を行わないこと。
- ④ 投資者の間における公平に配慮しつつ、投資者の保護に万全の措置を講じること。
- ⑤ 上記(1)の業務停止命令について、店頭及びホームページに表示する等、投資者への周知徹底を適切に行うとともに、投資者への適切な対応に配慮すること。

連絡先・問い合わせ先  
関東財務局 理財部証券監督第 1 課  
048-600-1155